

通告２番目、９番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

大上正春議員。

○大上議員 おはようございます。９番、公明党議員団の大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い、３点質問させていただきます。何分初めての一般質問でございます。お聞き苦しい点あるかと思いますが、何とぞご容赦いただきますようよろしくお願いいたします。

まず１番目の質問です。災害発生時における市民への対応について、２点お伺いいたします。

東日本大震災の発生から１０年がたちました。しかし、その余震とされる最大震度６強の地震が福島県沖で発生するなど、今も震災の影響が続いております。和歌山県でも、先日、２月１５日１３時３８分、和歌山県北部を震源地とする和歌山県北部で震度４の地震が発生いたしました。１３時にも同じく、和歌山県北部にて震度２の地震が発生いたしました。１３時３８分の地震に関しましては、皆様方もご存じのとおり、和歌山市役所での議会開催中に議場の天井から金属板のパネルが落ちてきて、尾花市長をはじめたくさんの方が慌てて逃げるといった災害が起きました。私もちょうどお昼で自宅に１人でおりましたので、突然の揺れで身動きができない状態となりました。

併せて、平成７年の１月１７日の淡路大震災を思い出しました。特にそのときは真冬の早朝で、辺りも真っ暗の中での地震でしたので、一層の恐怖感ございました。私ごとでございますが、小さい子供たちのことを守らないといけないという思いもあって、気丈夫にはしておりましたが、今回は日中ではございましたが、１人という孤独感もあり、恐怖は倍増いたしました。

現在、コロナ禍の中で、独り暮らしの方の恐怖感はいかほどのことでしたでしょうか。よくよく調べてみましたところ、阪神・淡路のときも、和歌山県北部で震度４の観測だったとのことでした。

さて、これだけ強い地震が発生いたしました。和歌山県北部で震度４、和歌山市内の西のほうで、岩出市内から離れておりますが、岩出市で震度２という観測、海南市、有田市、紀美野町、有田川町も震度２と同じなんです。

そこで１点目の質問です。岩出市の震度を測定する基となる地震計の設置場所はどこにあるのか、また、それは適切な場所なのか、教えてください。

続きまして、２点目の質問ですが、今回、南海トラフ地震など巨大地震発生リスクが存在する中、岩出市内の公共の施設について、この本庁をはじめ多くの施設の

老朽化が目立ちます。平成28年3月度策定の公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に整備は進められておりますが、施設を利用する住民の方のお話では、ある学校の体育館でファンヒーターを2台使用したとき、ブレーカーが飛んだという経験をしたと伺ったことがございます。漏電対策等も含めた対策がされているのか。

また、さきに申し上げました和歌山市役所の議場での惨事でもありますように、市内の避難場所、いわゆる公共の建物に関しましては、耐震工事が進められて、十分なお対応をいただいていることとは思いますが、市内の避難施設や避難場所も含め、何件あって、それぞれ耐震補強済みなのか。なおかつ天井や外壁などの非構造部材の耐震対策も実施され、本当に避難場所として災害時に安心して使用できる施設はどれだけあるのか、お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 大上議員ご質問の1番目、災害発生時における市民への対応についての1点目、地震発生時に震度を計測する震度計の設置場所と、それは適切な場所なのかということについて、お答えをいたします。

現在、岩出市の震度計は、岩出市役所敷地内の本庁舎西側、教育委員会棟の北東に設置されております。当該震度計については和歌山県が設置したものであり、定期的に機器の保守点検が実施されております。また、設置場所が気象庁の基準に照らし合わせ、適切であるかどうかの点検も併せて実施されており、現在の設置場所は適切であるとの回答を得ております。

続いて、2点目の災害時に活用する避難施設は何件あって、非構造部材の耐震対策もされた安全に避難できる施設であるか、それはどのぐらいあるのかということについて、お答えをいたします。

現在、災害時において、一定期間避難する指定避難所として指定している施設は22か所ございます。また、災害時において、一時的に退避する指定緊急避難場所として、広場や公園等を指定し、指定避難所としての重複も含め、46か所ございます。指定避難所については、市の公共施設を指定しており、全ての施設において耐震化を完了しております。施設の安全性については、各施設において建築基準法に基づく定期調査等を実施しており、危険性が確認された場合は、修繕等の対策を実施しております。

また、災害時における避難所開設時には、避難者を施設内に誘導する前に、建物自体の損傷の確認や落下物の有無等の確認を実施し、安全が確認できた場合に避難

者の誘導を行うよう、市の避難所運営マニュアル等に記載し、対応を実施することとしております。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 先ほど申し上げましたが、岩出市より南に離れた有田市辺りでも同じ震度を観測されております。それで緊急地震速報について、ちょっと調べてみました。地震の発生直後に、各地で強い揺れの到着時刻や震度を予測して素早く知らせる情報のことです。強い揺れの前に自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場などの機械制御を行うなど、活用がされているそうです。

地震計で地震波をキャッチ、予想される揺れの強さ、震度等を自動計算し、緊急地震速報を発表、地震による強い揺れが始まる前に素早く知らせるという仕組みです。この地震の規模が最大震度5弱以上の地震発生時、震度4以上の地域に速報を一斉配信されるのが携帯電話のアラームです。緊急音が鳴ってから数秒間ですが、頭を保護する、机の下などに避難するなど、短い期間ではありますが、身を守る行動を取ることができます。

今後、南海トラフ地震など大きな地震発生、震度が大きい、発生したときに、本当にこの設置場所で問題はないのか、設置場所の変更等を和歌山県に申入れできないのでしょうか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 大上議員の再質問にお答えいたします。

現在の震度計につきましてですが、和歌山地方気象台に確認いたしましたところ、震度計の設置については強固な地盤が大前提となるため、市役所への設置については、要件に即しているとのことでございます。

また、震度1程度の誤差はあり得るものであり、局所的な弱震度によっては、震度計に感知されない場合もあり得るとのことです。他の場所に設置されている震度計と比較して、著しい差異等がある場合は、設置場所の変更等も検討しますが、現時点では予定はないということでございます。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 次に、2番目の自治会の在り方についてです。

地域の力で住みよい街に 自治会に加入しませんか！

日常や地域で発生する様々な問題や課題は、行政の力だけでは解決が難しい場合があります。

誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりには、地域の皆さまと行政との連携が欠かせません。また、大きな災害の発生時等、まず頼りになるのは身近なお隣さんやご近所さんです。

地域のなかでお互いに顔を合わせることで防犯につながり、地域の安全性が向上します。また、交流やふれあいの場が広がり、地域の連帯感が深まります。

これは2月号の広報いわでの裏表紙に載っておりました。

今後、大規模な災害も想定しながら、身近な防犯対策、またはちょっとした近隣住民同士の助け合い、支え合いが重要視される時代であります。遠くの親戚よりも近くの他人という言葉もあるとおり、同じ地域に住む人々の気心知れた関係は、現在のコロナ禍のさなかでも誰一人として孤独化させない、持続可能な開発目標の基本理念である誰一人置き去りにしないという観点からで申し上げますと、非常に大事な自治会であると思っております。

しかし、現在は岩出市内に新しい分譲住宅が立ち並び、他府県、岩出市外、また岩出市在住の方が新たに住宅を購入しての移住の方が増える中で、若い家族の共稼ぎや高齢世帯が多く、日々の仕事や生活に追われ、地域のことに関わる余裕がなく、必要性を感じず、比較的自治会の存在が影が薄いのではないかとというのが現状ではないでしょうか。

そんな中でも、防犯対策の観点から、防犯灯の設置の必要性や高齢者のみの世帯では、粗大ごみの収集はクリーンセンターへ直接運べない等の理由で困惑している住民の方も何人かはいらっしゃいます。

過去の一般質問の例を参考にさせていただきましたところ、防犯灯の設置に関しては、区自治会の要望を受けて、要綱に照らして、必要であると市が判断した場合は防犯灯を設置する。しかし、維持管理コストにつきましては、区自治会でお願いしたいと考えているとございました。

そこで質問です。1点目、現在、自治会未加入世帯は、何世帯いらっしゃるのか。

2点目、自治会が設立できない地域の防犯対策並びに高齢者世帯の粗大ごみの処理はどうすればよいのか。

3点目、今後、未加入世帯が増えてくると想定されるが、今現在も含め、どのように加入世帯を増やしていくのか、今後の取組をお願いいたします。

○福山議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部次長。

○木村総務部次長 大上議員ご質問の2番目、自治会についての1点目、未加入世帯数はについて、お答えいたします。

現在、岩出市に届出をいただいている区自治会の数は、令和3年2月末時点で389団体、加入世帯数は1万5,131世帯であり、加入率は64.02%となっております。一方で、未加入世帯数は8,504世帯となっております。

次に、2点目の未加入世帯に対する防犯対策であります。防犯対策において重要なのは、自分たちの住む地域の防犯情報を知ることであると考えます。そのため市では自治会への加入、未加入にかかわらず、市広報やウェブサイトを活用して防犯情報の提供を行うほか、市内で特殊詐欺が発生した場合など、緊急を要する場合は、防災行政無線による市内放送、さらに安心・安全メールを利用して、犯罪情報を迅速に発信しているところです。そのほか小中学生の登下校の時間帯や夜間において、青色防犯パトロールを実施するなど、犯罪を抑制するための活動を行っております。

次に、3点目の未加入世帯が増えると想定されるが、現在も含め、どのように加入世帯を増やしていくのかであります。市といたしましては、先ほどの防犯対策と同様に、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助などには、自治会を通じての地域の連携と取組が必要であると考えており、このことから転入者への自治会加入チラシの配布や市広報紙に自治会への加入を呼びかける記事を定期的に掲載するなど、引き続き加入促進のPRに努めているところでございます。

今後は、さらに市内の転居者に対して、自治会への加入案内を配布するなど、転居先での区自治会への加入促進のため、案内チラシを配布するなど、未加入世帯への加入促進に努めてまいります。

○福山議長 生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 2点目の高齢者世帯の粗大ごみの処理方法について、お答えいたします。

粗大ごみの収集は、春と秋の年2回実施しており、各区自治会内で取りまとめた上、代表者から収集依頼の申請を提出していただいているところです。なお、自治会が設立されていない場合は、事前にご相談をいただき、代表者を決めていただい

れば、粗大ごみの収集を行います。また、粗大ごみ収集期間以外の対応として、月曜日から金曜日の午前8時30分から正午まで、土曜日については午後3時まで、クリーンセンターにおいて持込みの粗大ごみを受け入れております。

自治会に加入されていない高齢者世帯で、粗大ごみを出すことが困難であるという相談には、近隣住民での助け合いや親戚縁者においての協力をお願いと、ふれあい収集での高齢者支援を行っております。

今後、本市においても高齢化が進むと考えられますが、近隣住民等による助け合いやふれあい収集において対応してまいりたいと考えています。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の防犯対策についてですが、どうしても自治会がないと、街灯の維持管理ができないというのであれば、ソーラータイプのLED街灯の設置はいかがでしょうか。電気代がかからず、電気の配線が不必要なため、設置工事が比較的安価に済む。また、環境に優れている。最大のメリットとしては、停電時も点灯しているのです。災害時の避難移動等に活用できるなどがございます。

逆に、デメリットとしましては、電気を使用しないので、関西電力の電柱に取付けできない。また、ソーラーパネルの劣化、これは大体20年ぐらいもつと言われてはいるんですけども、などが上げられます。

以上のようなことを視野に入れながら、住民の皆様がお住まいの主要道路からでも、今後ソーラータイプの街灯に変更していくといったことをご検討いただけませんか。

また、粗大ごみの件ですが、登録されている自治会以外で粗大ごみを回収しているのは何件ぐらいございますか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松尾生活福祉部長 再質問の1点目のソーラータイプの防犯灯は設置できないのかというところについてですが、設置基準では、電柱または電話柱または市が設置するポールに取付け可能なものとされており、ソーラーパネル式の防犯灯は対象外としております。

2点目の粗大ごみの回収を自治会組織以外で行っている件数は何件あるのかというご質問ですが、令和2年度第2回の粗大ごみ収集では、未登録の団体が97件ありますが、相談の際には自治会組織の設立や加入啓発を行っているところです。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 続きまして、3番目のICT教育についてです。

文部科学省のICTの活用の推進の中に、日常生活の様々な場面でICT、情報通信技術を用いることが当たり前になっている。子供たちは、情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質として、情報活用能力を身につけ、情報社会に対応していく力を備えることがますます重要となっています。

いわゆる情報活用能力が、言語などと同様に、学習の基盤となる資質、能力と位置づけられる教育課程全体で育成していくものとなりました。具体的には、ICT環境を適切に活用し、文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実することや小学校段階でのプログラミング教育を必須化するなど、小中高等学校を通じて、プログラミングに関する内容を充実しているとありました。

岩出市といたしましても、生徒1人1台のタブレットの整備は完了し、現在、教員に対し、使用方法等研修会も何度か実施済みとお伺いしております。私も長年の会社勤めで経験あるのですが、何せ新しいシステムが導入されますと、前向きに学習し、一日でも早くマスターして、より効率のよい仕事をしたいという社員と、今までの仕事のスタイルを変えられたくないという比較的消極的な社員とが存在しました。

このたびのICT活用の課題としましても、まさしく興味のある教員は、自ら学習し、能力を高める努力はすると思いますが、一方で、興味のない、比較的今までのスタイルを変えられたくないという教員は、そのまま置き去りになっていくのではないのでしょうか。その先には生徒たちの学力の差に大きく影響が出てくるのではないのでしょうか。個人の能力に任せるのではなく、どの世代の教員も同じように能力を高めていくために、現場のサポートをしていく必要があるのではないのでしょうか。

ここでご質問です。現在、どれぐらいの教師がどれぐらいのレベルまで活用できるようになっているのか。また、今後どのようにして教員がICTを活用して生徒に対し指導力を高めていくのかが1点。また、有害情報対策への取組はどのようにされているのか、2点お伺いいたします。

○福山議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 大上議員ご質問の3番目、ICT教育についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず1点目についてであります。本市では、教育の情報化施策の統括的な推進及びICT環境整備の促進を目的として、岩出市教育情報化推進本部を設置しており、本市のICT教育に係る基本的な計画の策定のほか、教員のICT活用指導力の向上に関する事などについて、方針などを定めてございます。

教員のICT活用指導力の向上については、新学期からのタブレット等のICT機器を活用した授業の開始に向け、本部会で作成したメニューに基づき、1月15日から3月10日までの間、9回にわたって研修を重ねてまいりました。

岩出市立小中学校に教員が235名在籍している中で、どれぐらいの教員がどれぐらいのレベルまで活用できるのかというご質問については、教員個々のICT機器の活用能力については差があることは否めませんが、どれぐらいのレベルかと言われると、お答えしづらいところでございます。毎年実施しております文部科学省の教員のICT活用指導力チェックリストの集計結果と経過でお答えさせていただきます。

令和2年3月の実施結果では、校務にワープロソフト、表計算ソフトやプレゼンテーションソフトを活用できると答えた方が85.3%、授業でコンピュータや提示装置等を有効に活用できるは75.8%、児童生徒にコンピュータ等の基本的な操作技能を指導できると答えた方が76.5%でした。令和2年11月に1人1台パソコンに導入される新しいソフト等の情報を各学校に提供した直後の調査結果では、新しい機器やソフトの操作が未体験であることへの不安からか、自身の機器の活用に関しては3%、児童生徒への指導に関しては14%低下しております。

次回の調査は今月末に予定しておりますので、今後も3月と10月の年2回、チェックリストで教員の活用能力を把握し、また、教員の意見なども聞きながら研修を続けてまいりたいと考えております。

教育委員会では、令和3年度の岩出市学校教育の指導方針と重点に置いて、新学習指導要領の実施に向け、つけたい力を明確にした授業とICTを活用した効果的な指導を行うため、デジタルとアナログの併用を掲げており、ICTの活用については、できるだけ早く教員全員が使いこなすことができるよう、段階的に研修を続けてまいります。



次、2点目の有害情報対策への取組ですが、1つは、設置した機器の機能によって有害情報を防御したり、有害情報へ通信させなくしたりする方法と、もう一つは、情報モラル教育等により、児童生徒が有害情報に適切に対応できるようにするという方法の2つの面からの取組が必要になると考えております。

機器の機能という面では、今回整備しました校内無線LAN整備において、外部と学校との出入り口部分において、有害情報への通信やコンピュータウイルス等を検知し、防御する総合的な装置を設置しております。このような機能を用いて、基本的には有害情報への通信ができないように設定されています。

しかしながら、機器のシステムには限界があると考えており、情報モラル教育等により有害な情報を閲覧しに行かない、また偶然閲覧してしまった場合でも、その後、適切な対応が取れるように、学校において指導を続けてまいります。

○福山議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 ICTを活用しての取組、どのように導入するかではなく、どう使うかが今後の課題だと思います。ICT教育化を成功させるには、教員に対する研修の充実を含めたサポート体制が必要であると思います。文科省では、この教育化を進めるに当たり、ICT支援員は不可欠な存在であると考えているから、2022年までに4校に1人の指導員を設置することを目指すとっております。

ICT支援員の主な仕事としまして、生徒と先生のICT教育支援、2点目に、学校運営と情報管理、3点目に、ICT環境の運営管理ということで、具体的には、細かくたくさんあるんですけども、現場で働く教師にとって、今後、非常に心強いサポーターであると思いますが、この支援員の早期導入についてご検討いただけませんか。

○福山議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

文部科学省の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画において、ICT支援員を4校に1人が目標と掲げられておりますが、支援員に依頼する業務ごとにスキルレベルが異なっておりまして、ICT支援員が全ての業務内容を遂行できるわけではありません。導入の際には、自治体として、ICT支援員にどのような業務を求めるのか、こういう部分を明確にして、適任者を採用するということが大切であると考えてございます。

今後、各学校におきまして、4月から機器を本格的に使用していく中で、教員が支援を必要とする内容、これについての的確に判断して、必要があれば導入を検討してまいります。

○福山議長 再々質問を許します。

(なし)

○福山議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。